

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズⅢ

5. 仕向地持込渡し（指定仕向地）インコタームズ2020

DAP〔Delivered At Place〕（named place of destination）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定仕向地で、またはその地点が合意されているなら、その仕向地内の合意された地点で、物品を荷降ろしの準備ができて到着した運送手段の上で、買主の処分に委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

売主が、物品を指定仕向地に、またその場所内で合意された地点に移動することにかかわる一切の危険を負う。それゆえ、本規則では、仕向地での引渡と到着は同じである。

売主は、到着した運送手段から物品を荷降ろしすることを求められていない。しかし、もし売主が、運送契約のもとに引渡地・仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

3 引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点

両当事者は、できる限り明瞭に仕向地または仕向地点を、いくらかの理由のためにこれを特定することを勧められる。第一に、物品の滅失または損傷の危険は、引渡地点・仕向地点で買主に移転する。したがって、重大な移転が生じる地点について明確にすることは、売主と買主にとって最善である。第二に、その引渡地・仕向地、または引渡地点・仕向地点より前の費用は、売主の勘定であり、その場所または地点より後の費用は、買主の勘定である。第三に、

売主は、合意した引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点までの物品の運送の契約または手配をしなければならない。そのようにしないなら、売主は、DAP規則にもとづく売主の義務違反であり、いかなる確定的な損失に対しても買主に責任を負う。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関、または引き渡し後の第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。結果として、もし買主が輸入通関にかかわらないなら、物品は、仕向国での港または内陸のターミナルで留め置かれる。誰が、物品が仕向国の玄関港で留め置かれている間に生じる、損失の危険を負うのか。その答えは、買主である。つまりB3(a)₁は物品の滅失または損傷の危険が、指定内陸地点への通過が再開するまで買主にあることから、引渡はまだ生じていないからである。もしこの筋書きを避けるために、両当事者が売主に物品の輸入通関や、輸入関税または税の支払いや、輸入通関手続を行わせるなら、両当事者はDDPを使用することが考えられる。

6. 荷降ろし込み持込渡し（指定仕向地）インコタームズ2020

DPU〔Delivered at Place Unloaded〕（named place of destination）Incoterms®2020

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定仕向地で、またはその地点が合意されているなら、その仕向地内の合意された地点で、物品を到着した運送手段から一旦荷降ろしし、買主の処分へ委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

売主が、物品を指定仕向地に移動させ、またその場所内で物品を荷降ろしすることに伴う一切の危険を負う。それゆえ、本規則では、仕向地での引渡と到着が同じである。

DPUは、売主に仕向地で物品の荷降ろしを求めている唯一のインコタームズ規則である。それゆえ、売主は、指定地で荷降ろしにかかわることができることを保証すべきである。両当事者が、売主に荷降ろしの危険と費用を負わないようにしたいなら、DPU規則は避け、代わりにDAPが使用されるべきである。

3 引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点

両当事者は、できる限り明瞭に仕向地または仕向地点を、いくらかの理由のためにこれを特定することを勧められる。第一に、物品の滅失または損傷の危険は、引渡地点・仕向地点で買主に移転する。したがって、重大な移転が生じる地点について明確にすることは、売主と買主にとって最善である。第二に、その引渡地・仕向地、または引渡地点・仕向地点より前の費用は、売主の勘定であり、その場所または地点より後の費用は、買主の勘定である。第三に、売主は、合意した引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点までの物品の運送の契約または手配をしなければならない。そのようにしないなら、売主は、DPU規則にもとづく売主の義務違反であり、いかなる確定的な損失に対しても買主に責任を負う。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関、または引き渡し後の第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。結果として、もし買主が輸入通関にかかわらないなら、物品は、仕向国での港または内陸のターミナルで留め置かれる。誰が、物品が仕向国の玄関港で留め置かれている間に生じる、損失の危険を負うのか。その答えは、買主である。つまりB3(a)₂は物品の滅失または損傷の危険が、指定内陸地点への通過が再開するまで買主にあることから、引渡はまだ生じていないからである。もしこの筋書きを避けるために、両当事者が売主に物品の輸入通関や、輸入関税または税の支払いや、輸入通関手続きを行わせるなら、両当事者はDDPを使用することが考えられる。

1買主がB7〔輸出入通関手続き（抄訳）：買主は、輸入国で必要となる一切の通関手続きを行い、その費用を支払わなければならない。〕にしたがって、義務を果たさなかったなら、買主は、結果として生じる物品の滅失または損傷の一切の危険を負う。

2買主がB7〔輸出入通関手続き（抄訳）：買主は、輸入国で必要となる一切の通関手続きを行い、その費用を支払わなければならない。〕にしたがって、義務を果たさなかったなら、買主は、結果として生じる物品の滅失または損傷の一切の危険を負う。